

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 2月25日
照会部署名 下京年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 課長 森下道之
連絡先 [REDACTED]

[REDACTED] 業務実施部署の長の確認 岡田充

(案件)

(受付番号) No. 2010-296	給与支払い締め日の変更があった場合の月額変更について
------------------------	----------------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

適用マニュアル IV-1 被保険者報酬月額変更届

固定的賃金の変更が11月にあったが、12月以降給与支払い締め日に変更があった場合、隨時改定は可能か。可能なら起点はいつになり、どの報酬をどのように決定するか。

変更前 賃金締切日 月末締め、当月25日払い(5日分は前払い)

変更後 賃金締切日 15日締め、当月25日払い

11月支払(11月1日～30日) 支払日 当月25日 基礎日数 30日

12月支払(12月1日～15日) 支払日 当月25日 基礎日数 15日

1月支払(12月16日～1月15日) 支払日 当月25日 基礎日数 31日

(回答)

ご照会の事例については、固定的賃金の変動のあった月（11月）を起算月として考えることになるが、翌12月に支払基礎日数の要件を満たしていないことから、隨時改定には該当しない。

回 答 日 平成22年7月 7日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連 絡 先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

[REDACTED] 山上